		うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額			
		うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額			
		うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額			
		うち、上記以外に該当するものの額			
	オフ・バランス項目				
	CVA リスク相当額を 8%で除して得た額				
	中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセットの額の合計額　（ニ）					

連結自己資本比率				
連結自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	%		%	

（記載上の注意）

1．「連結自己資本比率」とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この様式において「協金法施行規則」という。）第６条第１項第３号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

2．「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3．遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第２条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第九号の二第２の２．の表記載上の注意１．中⑳を㉑とし、⑲の次に次のように加える。

⑳　未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の金額

別紙様式第九号の二第２の２．の表記載上の注意中７．を８．とし、２．から６．までを３．から７．までとし、１．の次に次のように加える。

２．「退職給付に係る負債」には、退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額から、年金資産の額を控除した額を負債として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額を超える場合には、資産として「退職給付に係る資産」に計上する。